

人事交流に関連した情報漏えいの防止について

2024年3月28日

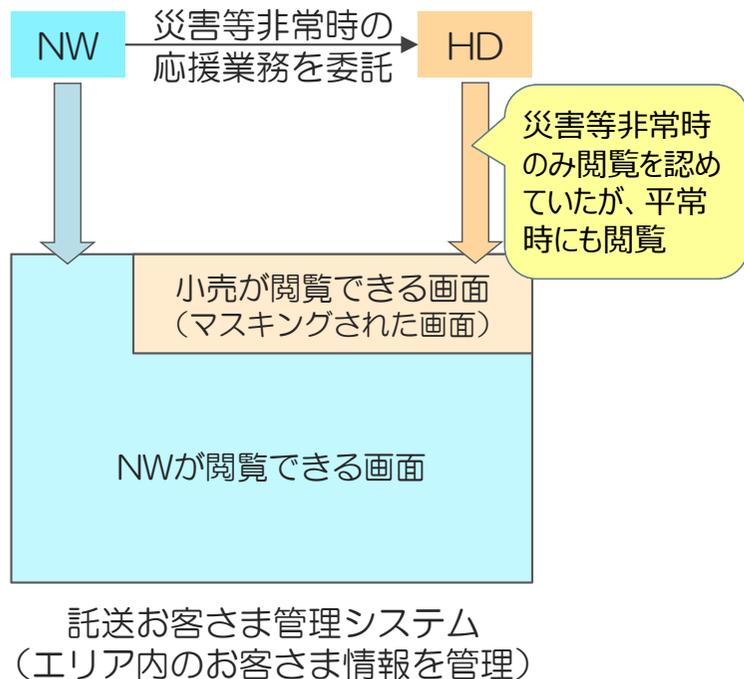
四国電力株式会社

四国電力送配電株式会社

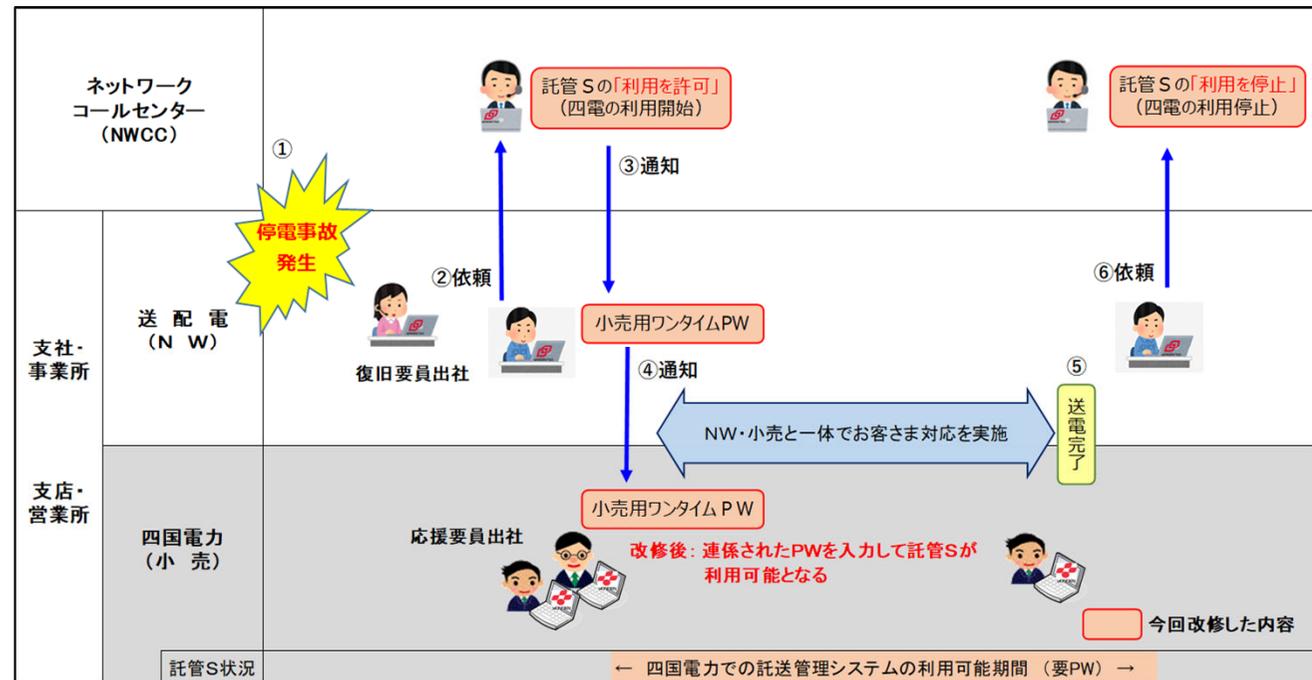
1 四国電力グループにおける情報漏えい事案の概要

- 四国電力グループで発生した情報漏えい事案の概要は以下の通り。
四国電力送配電（以下、NWという）が保有する「託送お客さま管理システム」について、**災害等非常時の委託業務実施時に限って四国電力（以下、HDという）の従業員に利用を認めていたが、平常時もHDの従業員が閲覧していた**事案が発生した。
- 本情報漏えい事案への直接的な対策として、**平常時にはHD従業員が「託送お客さま管理システム」にアクセス出来ないようシステム改修をNWにて実施済み**である。（災害等非常時に限定して「ワンタイムパスワード」を発行する運用に見直し）
- 上記対策に加え、万一「託送お客さま管理システム」に想定外のアクセスがあった場合に短期間でその形跡を発見できるよう、また抑止力を働かせる観点から、NWにて**アクセスログを自動解析するシステムを構築し、毎営業日、ログチェック**を開始した。

<情報漏えい事案の概要>



<システム改修後（ワンタイムPW導入後）の業務フロー>



- **四国電力グループにおいては、人事交流に関連して発生した情報漏えい事案はなかったものの、NWからHDに異動した者が、NW在籍時に知り得た情報をHDで活用するといった事象が発生するリスクに対応していく必要がある。**
- 具体的な事象としては、「① 従業員個々人の法令遵守意識が低く、異動後に情報を漏らす」、「② 個人に紐づかない共通 I D・P Wを異動後も使用する」、「③ 異動時の権限設定等の不備に伴うアクセス」といったものが考えられるため、こういった事象の発生を**未然に防止する観点から、「① 会社間の人事異動時には情報の持ち出しや目的外利用を行わないことを誓約する書面を提出」、「② 共用 I D・P Wの廃止」、「③ 異動情報に基づく権限の自動見直し・アクセスログの自動解析」といった対策を新たに実施してきた。**

＜人事交流に関連して発生しうる事象を未然に防止するための対応策＞

人事交流に関連して発生しうる事象	発生を未然に防止するための対応策の実施状況
① 従業員個々人の法令遵守意識が低く、異動後に情報を漏らす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社間の人事異動時には、情報の持ち出しや目的外利用を行わないことを誓約する書面を提出することを新たにルール化。 ・ 行為規制に係る各種教育を充実するとともに、社長や役員による職場訪問などを通し、行為規制をはじめとした法令遵守が全ての前提であることを組織風土として定着させる取り組みを実施中。
② 個人に紐づかない共通 I D・P Wを異動後も使用する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共用 I D・P Wを使用していた「再エネ制御システム」において、共用 I D・P Wを廃止し、個人の I D・P Wでログイン*するようにシステム改修を新たに実施。
③ 異動時の権限設定等の不備に伴い、予期せずして、異動後もNW権限でシステムへのアクセスが可能となる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社間での異動時は、P C端末の交換やメールアドレスの変更を行うことは元より、多くのシステムで異動情報に紐づき自動的に権限の見直しが行われる仕組みを構築済み。 ・ 手動での権限見直しが必要な「託送お客さま管理システム」と「再エネ買取管理システム」については、権限設定不備がないか毎月重層的なチェックを行うとともに、定期異動のある2月末にはNW社員も含めた全社員のアクセス権限を全て取り消したうえで、各権限を付与する対象者を確認し再設定を行うなどの対策を実施。 ・ 上記に加え、万一、権限不備等に伴いに想定外のアクセスがあった場合に、短期間でその形跡を発見できるよう、また抑止力を働かせる観点から、アクセスログを自動解析できるシステムを新たに構築し、毎営業日、ログチェックを実施。（1頁に記載の対策の再掲）

※ 個人 I D・P Wでのログインには、従業員個人の I Cカード・P Wに加え、P C 端末に保存された個人の電子証明書など、複層的な確認が必要であり、第三者が利用することは困難な仕組みを構築済み

- 人事交流に関連して発生しうる事案への対応策として、**共用 I D・PWの廃止など、情報漏えいを未然に防止する対策を新たに実施**した。
- このうえで、引き続き「**NWにおいて、託送供給等業務に関連する他の電気供給事業者との情報連絡窓口および基幹系統計画の策定業務を行う個所**」から、「**HDの取締役または電力小売業務、電力取引業務、電源開発計画の策定業務もしくは特定卸供給業務を行う個所**」への**直接の人事異動を行わないことを自主規制として定め**、遵守していく。
- 今後、**制度の見直しに伴い新たな業務が発生した場合**などには、**適宜、自主規制の対象個所の見直し**を実施していく。

四国電力送配電（NW）

託送供給等業務に関連する他の電気供給事業者との情報連絡窓口および基幹系統計画の策定業務を行う個所

直接異動の禁止

四国電力（HD）※

取締役または電力小売業務、電力取引業務、電源開発計画の策定業務もしくは特定卸供給業務を行う個所

※ 他の特定関係事業者についても、同様の自主規制を定める

**適宜、自主規制の対象
個所の見直し**を実施

以上